

花巻労働基準監督署発表
令和5年12月5日(火)

【照会先】花巻労働基準監督署
署長 熊谷 久
○監督課長 鈴木 裕介
電話 0198-23-5231

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 地山崩壊の危険防止措置を講じていなかった疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 熊谷 久）は、本日、法人及び同社現場代理人を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁花巻支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和4年12月8日、岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山地内の造成工事現場内において、污水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社佐武建設（法人）
所在地：岩手県陸前高田市
事業内容：土木建築業
- (2) 現場代理人A

2 違反条文

被疑者株式会社佐武建設、現場代理人Aともに、
労働安全衛生法違反

同法 第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第361条（地山の崩壊等による危険の防止）

同法 第119条第1号（罰則）

同法 第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和4年12月8日、岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山地内の工事現場内において、株式会社佐武建設の下請け事業者に所属していた労働者（被災者）が、ドラグ・ショベルで掘削し設けられた深さ約1.8mの溝の中に立ち入った際に、その掘削溝の法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に巻き込まれ、その約1か月後に死亡する労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、地山の掘削等の作業を行う場合で、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときはあらかじめ土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立ち入りを禁止するなどの、労働者の危険を防止するための措置を講じるよう規定されていますが、災害発生当時、このような措置が十分に講じられていなかった疑いがあるものです。

【関連条文一覧】

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2（略）

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（地山の崩壊等による危険の防止）

第361条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。